



以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。」に改め、同条第七項中「理事又は」を削り、「各の過半数」を「その過半数」に改める。

第三十八条第二項中「石數」を「数量」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十九条中「商法第二百三十九条第五項」を「商法第二百三十九条(総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項」に改める。

第四十一条中「総組合員の十分の一以上の者は」を「組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条第十一号を第十一号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、「左に」を「次に」に、「製造石數」を「製造数量」に、「購入石數」を「購入数量」に、「販売石數」を「販売数量」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、前号イ又はホに掲げる規制を行ふこと。

第四十三条第一項中「前条第五号に掲げる」を「前条第五号又は第六号」に改める。

号の規定による」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「左の各号」を「次の各号(前条第六号の規定による規制に係る協定については、第二号又は第三号)」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に、「著しく」を「不當に」に改める。

第四十五条第一項中「各号」の下に「(第四十二条第六号の規定による規制に係る協定については、同項第二号又は第三号)」以下第二項において同じ。」を削る。

第七十二条中「第二百五十八条第一項」を「第二百五十八条第二項」に改める。

第五十八条第一項中「第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十四条(代表権の制限)及び

び「第三十九条第二項(共同支配人の権限)」を削り、「第二百五十八条(欠員の場合の措置)」を「第二百五十九条(欠員の場合の処置)」に改め、同項第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十条ノ三、第二百六十二条(取締役会の議事録及び会社代表)」に改め、「第二百六十九条(取締役の報酬)」の下に、「第二百七十二条(株主の差止請求権)」を、「同法第四百二十四条第一項中「分配」とあるのは「処分」との下に、「同法第二百五十八条第二項中「裁判所」に準用する」を「第五十八条第一項三於法第二百五十八条第二項中「裁判所」に改める。

第六十条第二項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第七号中「酒類業組合を代表しならぬ者があるときは、」を削る。

第六十六条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、「総組合員の十分の一以上の者」を「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」とを「同項第四号中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と、同項第五号中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と、同項第六号から第八号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と、同項第六号から第八号まで中「その組合員」とあるのは「会員たる者三人以上」とする者三人以上」として改める。

に、「総組合員の五分の一以上の者」を「総組合員の五分の一以上」に、「左に」を「次に」に改め、「総組合員の十分の一以上の者」を「会員たる酒類業組合の販売価格」を「基準販売価格」に改める。

第八十四条第一項各号列記以外の部分中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に改め、「酒類業者」の下に「(酒税法第二十一条第五項の規定により酒類製造者とみなされた者を含む。以下同様)」を加え、同項第二号中「製造石數」を「製造数量」に改め、同項第三号中「購入石數」を「購入数量」に改める。

第八十六条第二項(大蔵大臣は、級別の区分がある酒類の各級別を通ずる酒税の収入を確保するため必要な酒税の収入を確保するため必要があると認める場合においては、政令で定めるところにより、当該酒類のうち最も上位の級別以外の級別のものにつき、当該酒類についての級別ごとの標準的な原価及び適正な利潤の格差等を参考して、酒類の販売価格を定める。)を定めることができる。

(制限販売価格)

第八十六条の二 大蔵大臣は、級別の区分がある酒類の各級別を通ずる酒税の収入を確保するため必要な酒税の収入を確保するため必要があると認める場合においては、政令で定めるところにより、当該酒類のうち最も上位の級別以外の級別のものにつき、当該酒類についての級別ごとの標準的な原価及び適正な利潤の格差等を参考して、酒類の販売価格を定める。

(基準販売価格)

第八十六条 大蔵大臣は、酒税の保全のため必要があると認める場合においては、酒類の取引の円滑な運行に資するため、政令で定めるところにより、酒類製造業又は酒類販売業についての酒類の標準的な原価(酒税相当額を含む。以下次条において同じ。)及び適正な利潤を基礎として、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の販売価格の基準額(以下「基準販売価格」という。)を定めることができる。

第八十六条第二項(大蔵大臣は、級別の区分がある酒類の各級別を通ずる酒税の収入を確保するため必要な酒税の収入を確保するため必要があると認める場合においては、政令で定めるところにより、当該酒類のうち最も上位の級別以外の級別のものにつき、当該酒類についての級別ごとの標準的な原価及び適正な利潤の格差等を参考して、酒類の販売価格を定める。)を定めることができる。

(2) 前項の規定により同項の酒類につき制限販売価格が定められたときは、酒類製造業者又は酒類販売業者は、当該酒類につき、その制限販売価格をこえる価格により、販売価格の最高額(以下「制限販売価格」という。)を定めることができ。

第八十六条の三 大蔵大臣は、酒類業者又は酒類販売業者が酒類の販売の相手方と販売の契約をし、又は対価の受領をしてはならない。

(再販売価格維持契約)

第八十六条の三 大蔵大臣は、酒類業者が酒類の販売の相手方で

ある酒類販売業者と当該酒類の再

販売価格（当該酒類販売業者又は当該酒類販売業者の販売する当該

酒類を買い受けて販売する酒類販

売業者が当該酒類を販売する価

格をいう。以下本条において同

じ。）を決定し、これを維持する

ことが当該酒類の取引の状況に照

らして適当であり、かつ、酒税の

保全に資すると認める場合におい

ては、再販売価格を決定し、これ

を維持することができる酒類の種

類（しようわゆう及びみりんにつ

いては、類別、雑酒については、

品目。以下本条において同じ。）

を指定することができる。

2 酒類製造業者は、前項の規定に

より大蔵大臣が指定した種類の酒

類について再販売価格を決定し、

これを維持するための契約を締結

しようとするときは、大蔵大臣の

認可を受けなければならない。そ

の変更（第四項の命令に基く変更

を除く。）をしようとするとき

も、同様とする。

3 大蔵大臣は、前項の認可の申請

があつた場合において、当該契約

が次の各号の一に該当する

と認められるときは、認可をして

一 当該契約に係る酒類の再販売

価格が当該酒類について定めら

れている基準販売価格（基準販

売価格が定められていない場合

には、当該酒類につき第八十六

条の規定に準じて算出した金

額）を著しく下廻つており、又

は当該酒類の販売方法につき適

切な措置が講ぜられていない等

酒税の保全上不適当であるこ

と。

二 不當に差別的であること。

三 消費者又は当該契約に係る酒

類販売業者の利益を不當に害す

ること。

4 大蔵大臣は、第二項の認可を受

けた同項の契約の内容が前項各号

の一に該当するに至ると認める

ときは、遅滞なく、当該酒類製造

業者に対し、これを変更すべきこ

とを命じなければならない。

5 大蔵大臣は、酒類製造業者が前

項の命令に従わないときは、当該

契約の認可を取り消すことができる。

6 大蔵大臣は、第一項の指定が不

必要となつたと認めるときは、遅

滞なく、当該指定を取り消さなけ

ればならない。この場合におい

て、当該指定を取り消された種類

の酒類につき第二項の認可を受け

て締結された契約があるときは、

当該認可は、その効力を失う。

7 第四十四条及び第四十六条第二

項の規定は、第二項の認可を受け

て同項の契約を締結する酒類製造

業者について、第四十四条の規定

は、当該契約（当該契約に基いて

締結される契約を含む。）を締結

する酒類販売業者について準用

する。この場合において、同条中

「協定の実施期日」とあるのは「当

該契約の発効期日」と、「その実

施」とあるのは「その発効」と、

第四十六条第二項中「協定を廢止

した」とあるのは「当該契約が失

効した」と読み替えるものとす

る。

（基準販売価格等に係る告示）

第八十六条の四 基準販売価格又は

制限販売価格の設定、変更及び廃

止並びに前条第一項の指定及び當

該指定の取消は、告示により行

らる。

第九十三条中「及び第八十四条」

を「第八十四条」に改め、「又は

命令に基いて行う行為」の下に「及

び酒類製造業者又は酒類販賣業者が

第八十六条の三第二項の認可を受け

た同項の契約（当該契約に基いて締

結される契約を含む。）に基いて行

う行為」を加え、「但し、」を「た

だし、当該協定に基いて行う行為又

は当該勧告若しくは命令に基いて行

う行為につき」に改める。

第九十四条第一項中「（第八十三

条において準用する場合を含む。）」

の下に「又は第八十六条の三第二

項」を加え、同条第二項中「又は命

令」を「若しくは命令又は第八十六

条の三第一項の規定による指定」に

改め、同条第三項中「又は認可」を

「若しくは認可」に改め、「第四十三

条第二項各号（第八十三条において

準用する場合を含む。）の一に」の

「左の」を「次の」に、「又は清算人」

を「若しくは清算人又は酒類製造

業者」に改め、同条第六号中「商法

第二百四十四条」の下に「第三十

三条若しくは第五十八条第一項（こ

れらの規定を第八十三条において準

用する場合を含む。）において準用

する商法第二百六十九条ノ三」を加

え、同条第十一号中「第四十三条第

三項若しくは」を「第四十三条第三

項（第八十三条において準用する場

合を含む。）」に、「これらの規

び第八十六条の三第七項」に改め

る。

1 この法律は、昭和三十四年四月

一日から施行する。

2 この法律の施行の際改正前の酒

税の保全及び酒類業組合等に関する

法律（以下「旧法」という。）

第二十六条第二項（旧法第五十八

条第一項及び第八十三条において

準用する場合を含む。）の規定によ

り旧法第八十七条に規定する酒

類業組合等を代表する権限を有す

る理事又は清算人は、改正後の酒

税の保全及び酒類業組合等に関する

法律（以下「新法」という。）

第三十二条又は第五十八条第一項

（これらの規定を新法第八十三条

において準用する場合を含む。）に

おいて準用する商法第二百六十

一条第一項の規定による当該酒類

業組合等を代表すべき理事又は清

算人とみなす。

第三十三条に規定する登記（以下「新

法」という。）の規定を新法第八十三条

において準用する場合を含む。）に

おいて準用する場合を含む。

3 この法律の施行の際現に存する

旧法第六十条第二項第七号又は第

六十六条第一項第二号（これらの

規定を旧法第八十三条において準

用する場合を含む。）の規定によ

る登記は、新法第六十条第二項第

七号又は第六十六条第一項第二号

（これらの規定を新法第八十三条

において準用する場合を含む。）に

おいて準用する場合を含む。

4 この法律の施行前にした行為に

おいて準用する場合を含む。

最近における酒類の取引の状況等

にかかりみ、酒税保全措置を補完するため、酒類の価格について基準販売価格、制限販売価格等の制度を新設するとともに、酒類業組合等の業務の円滑な運営に資するため、これらに理事会を設けることとする等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中華書局影印

申中酒税課長　おかれましては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について、つきまして、提案の理由及びその概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における酒類の取引の状況等に顧み、酒税保全措置を補完するため、酒類の価格について基準販売価格、制限販売価格等の制度を新設するとともに、酒類業組合等の業務の円滑な運営に資するため、これらに理事会を設けるとする等、所要の規定の整備をはからうとするものであります。

に基く酒類の最高統制価格が酒類取引の基準価格としての役割を果し、ひいては酒類業界の安定と酒税収入の確保とに役立っている実情があり、その廃止は影響するところが大きく、特に慎重に実行に移さなければならぬと考えられます。

他面、将来公定価格が廃止された場合を考えてみますと、現行法では不況事態に至るまでは価格についての酒税保全措置がありませんので、酒類は取引の基準となる価格を失つて酒類の取引が乱れるおそれがあり、また、乱れた後に対策を講じても酒税負担が大きいために手おくれとなることが多く、酒類業界の安定については二千億円を上回る酒税収入にも悪影響を及ぼすことがあります。従いまして、予想されるのであります。将来物価統制令に基く最高統制価格が廃止された後においても、酒類業界の安定をはかり、国家財政に重要な地位を持つ酒税の保全に支障を来たさないように、あらかじめ万全の価格制度を法的に準備しておく必要があるのであります。

このような見地から、今回、酒類の価格制度として、現行の協定価格のほかに、新たに基準販売価格、制限販売価格及び再販売価格の制度を設けようとするものであります。すなわち、大臣は、酒税保全のため必要があると認める場合には、酒類の取引の基準となるべき販売価格を各酒類について定めることができることとし、同時に、級別の区分のある酒類については、級別を通ずる酒税収入を確保するため、下級酒類の最高価格を定めることができます。

また、取引の状況から見て適当と認めら

される酒類については、大蔵大臣の指定した種類の酒類につき、その認可を受け、再販売価格維持契約を締結することができる」といたしておられます。

なお、最近における立法例や現行法の実施の状況に顧みて、酒類業組合等について理事会制度を設けるとともに、合理化のためのカルテルを締結することができるようにして、あわせて尺度貫法系計量単位が法定計量単位とみなされなくなることに伴い、メートル法等に關する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要であります。

以上が、酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明は終りました。本案に対する質疑は次会に譲ります。

○早川委員長 何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますとよろしくお願いを申し上げます。

○早川委員長 これにて提案理由の説明は終りました。本案に対する質疑は次会に譲ります。

○早川委員長  
明は終りました  
次会に譲ります

補助金等の臨時特例等を規定する法律の一部を改正する法律案、国家公務員共済組合法等による法律案、国家公務員の再評価積立金の算定措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とする。

○中村(時)委員 昨日に引き続き質疑の続行をいたしました。中村時雄君。  
な点だけを、わずかの期間しかないの  
であります。実は同僚議員からほか  
の議題に関するいろいろ御質疑があ  
るようなので、一応四、五点にしぼつ  
て最後のお願いと質疑をやつてみた  
い、このように思うわけであります。  
昨日、主税局長のお話では、私が関  
税税率法に基いてこの砂糖の関税の体  
系といふものが非常に高過ぎはしない  
かということを申し上げましたところ  
が、国内の物品税を含めたところの問  
題を取り上げまして、まあこの程度の  
ものがこうなつてているのだといふ御説  
明がありました。私の言つていること  
は、この関税定率法という問題から  
言つてゐるのでございまして、だから  
現行一キロ当り十四円を今度のように  
四十一円五十銭といったしますと、從価  
税に換算いたしまして原料糖が平均九  
十ドルになつてくるわけです。ところ  
が、きのうも言いましたように、三セ  
ント十にいたしました場合は、これは  
八十多ドル以下になるわけです。しかし、  
その差額は一応別にして考えまして  
も、皆さん方の改訂案の通り九十ドル  
といたましても、一二八%になつて  
くるわけです。そろすると、奢侈品で  
あるところのダイヤモンドでさえも、  
現在五〇%の状態になつておる。そこ  
で、この問題を取り上げました場合  
に、物品税は別といたしまして、関税  
定率法からいきましめた場合には非常に  
いうもののについてそういう方法を考  
えるべきじゃないか、こういうことが

四十税に

一円五十銭といったしますと、従量換算いたしまして原料糖が平均九ドルになつてくるわけです。ところきのうも言いましたように、三セントにいたしました場合は、これは一ドル以下になるわけです。しかし、差額は一応別にして考えまして皆さん方の改訂案の通り九十ドルたましても、一二八%になつてゐるわけです。そうすると、奢侈品でところのダイヤモンドでさえも、五〇%の状態になつておる。そこでこの問題を取り上げました場合、物品税は別といたしまして、關稅法からいきました場合には非常にやうものについてそういう方法を考へるべきじやないか、こういうことが

この中から当然生まれ出でてくるわけではありません。もちろん、国内のテンサイ糖保護という建前から、この関税を上げるということに対し、私どもは反対すべきものじやないかと思ふのですけれども、ただその事が問題になつてゐるわけです。その率を今言つたような方向から考えました場合に、他の率を上げていつた方がまだ有利な条件が出やしないか、国民が納得しやしないか、こういうふうに考えられるのですが、この点に對してどうお考へになつていらっしゃいますか。

と、小売価格の三〇%前後であったと思います。酒は四五%くらい、たばこでは六〇%くらいになります。まあそれにもしても、砂糖といふものは酒、たばこほど嗜好性が強いといふものではありませんから、いろいろ問題だとう点はあるらうと思います。ただ、今並べましたようにたばこが六〇%くらい、酒が四五%くらい、砂糖が三十幾らかになると、思いますが、そういった負担の割合が、一体このバランスがとれているかとれてないかという段になりますと、砂糖の消費税が特に高いともなかなか言い切れません。特に今度は消費税が下つて関税に相当振りかわりますから、今申しした第一段の國税は一應別なんだということが御承認願えないと問題ですけれども、かなり内国消費税の体系としてはおっしゃるような方向にいく。この辺は、各国の砂糖に対する負担を比較します場合にも、関税と内国消費税を含めて考えるか、あるいはそれをいわば加重平均的に、国内で供給するものは内国消費税だけだから、それと輸入分については加重平均するというやり方もある。それらを含めて考えなければならぬ問題で、かなりむずかしい問題になりますので、一応関税は別だということにいたしますれば、今のバランスないし改正後のバランスというものが、問題にならないほど砂糖が重過ぎるということもないのじやないかということにいたします。この点は、将来簡便税体系の全体のバランスをどう考えるかといふ大きな問題として、私どもとしてはなお十分慎重に研究をして進めていきたいと思つております。

○中村(時)委員 今の局長のおっしゃつたところの問題を取り上げていろいろ考へた。その場合、ダイヤモンドですら五〇%という状態になつてゐる。ところが、砂糖の方は、今あなたがおつしやつてゐるように入十ドル以下になつておりますけれども、九十ドルと仮定いたしましても一二八%になるわけです。だから非常に大きな関税率になつてくる。もちろん、私たちは、国内保護の建前から関税率を上げることにはやぶさかでない。しかし、そうなつてきて、國民全体の一つの意向として、それを起すであろうことが考えられるわけです。そこで、局長のおっしゃるよう、将来はこの問題は十分に考慮していきたい、あるいはそれを体系づけていきたい、こういうことになれば私はけつこうだと思うのです。また事実そちらなんちやならぬのではないかと思つておるわけですが、その点はもう一度明確に言つておいていただきたいと思います。

なります。そういう意味で、開税定率法の中でも位置——私どもは、今の開税定率法の位置——いうものが御案内のようない沿革もありますし、ただいま妙精についてこれだけ開税を引き上げるということはいかぬということにはならないと思つておりますが、定率法全体の中でこれをどう考えるかは、やはりもう一つの面における大きな問題の面でありますから、十分大きな問題の面でありますから、十分今後とも検討いたして参りたいと思います。

とが書いてある。「各締約国政府は、消費者が一層自由に砂糖を利用することができるようにする目的をもつて、次のことから生ずる負担を含む砂糖に対する不相応な負担を軽減するため適当と認める措置を執ることに同意する。」こうなっている。だから、皆さん方の考え方いろいろしゃる今般の改正によるところのこのキロ當り六十二円五十五銭——現行が六十円六十七銭ですが、今度改正になつて六十二円五十銭といふことになりますと、それだけ値を上げるということは、この條約には原則的にいえは違反するような格好になつて現われてくる。これは事実そなつてくるわけです。そこで、そういうふうな外交問題を含めて——もちろんこの国際砂糖にわれわれは入るが、入るのがいいか悪いかは別問題です。一應政府の方針としてそういうことに入ると、いうことに仮定すれば——私は一応入るだらうと思うんです。そなつた場合には、当然そういう事柄が問題になつてき、たとえば以前にILOの問題についていろいろな問題を起しましたが、国際的な問題がここで起らぬとは断言できないという状態になつてくるんじやないか。たとえば今の関税税率の問題にいたしましても、あるいは国内的な砂糖の今の値上げの問題にいたしましても、当然そういう問題が起つてくる、こういうふうに考えられますが、この点に関して、もちろん私たちも対外的な問題といふのは協力してやつていきたいと思ひますけれども、そういう事柄は一應はつきりしておかなければならぬじやないかといふ建前から、お尋ねするのであります。

第二項といふあたりについてお尋ねがざいます。昨日あまり詰めてないような形で申し上げて大変失礼を申し上げました。外務省となおはつきりと打ち合せいたしましたその結論を申し上げます。

第五条につきましては、なるほどおつしやる通り、砂糖に対する負担がむしろ今は増加することになるという意味において、この規定との関係は問題になることは確かであります。しかししながら、この規定は、やはり輸出國と輸入國との利益を不相応に破つてはならぬという意味で、輸出国には輸出国の利益があり、輸入国にはまた輸入国の利益があるわけであります。この条文にも「砂糖に対する不相応な負担を軽減するため」云々といふようなことになつております。つまり「次のことから生ずる負担を含む砂糖に対する不相応な負担を」云々。そこで、端的に申しますれば、打ち合せの結論は、この程度のことが不相応な負担となるということには考えられない、従つて、この五条に違反することはないというふうに考えるというのが、第五条についての私どもの政府部内で打ち合せました結論でございます。

なお加えまして、第三条につきましても、わが国の生産量、これがまだまだ総消費量に比べて少いということが一面にあり、かつ今まで工場別の買い上げを行なつては個別的な補助の形体ぢやなくて関税による、いわばおおらかな保護といふ

ようなことになる。むしろ第三条二項の障害からは遠のくんじやなかるうかというような考え方で、これも差しつかえなかろう。**第三条、第五条とも、今まで他の各国につきましても別段問題になつたケースがございません。**それらも考えまして、そういう態度でいつてよろしがるということを、政府部内の解釈を統一した次第でありますから、御了承願いたいと思います。

○中村(時)委員 私は、昨日あなたが発言するなかで、わかつたようなわからぬよううな失礼な言葉を言いましたれども、私は最初からわかつていたんですね。あなたをつるし上げてもしょくがないから言わなかつた。あなたは、わからぬことは、わかつたような顔はしない方がいい。将来だんだん大きくなつていこうとするあなたが、そんなことでけちをつけられるのは遺憾だと思ったので、黙つておつた。本日そういうふうにおっしゃるならば、ここでやめますが、**第三条、第五条の問題**は、あなたが考へているほど——実際運営していく場合には大きな相違がある。それを言つてもあなたはわからない。外務省の方もわからない。それいは、さつき言つたように、農林、外務、大蔵と三者そろつた席上において打ち出さるべき筋合のものである。そういうふうな建前から、きょうは外務大臣が来ていらつしやらないから、この問題に關しての追及は一応とりやめますけれども、将来のこともありますから、わからないときは外務省と相談してとはつきりおっしゃつた方が好ましいのではないか。この際つけ加えをおきます。

云々、あるいは関税を高率にしていつたということが出でてきたわけでありますが、きのうの御答弁の中では、あなたは、以前から農林省からこの法案に対するپچشیがあつたので関税あるいは消費税といふものの改訂をはかつたのではない。こういう声明をされた。あくまでテンサイ糖の国内法に対する問題を骨子にして、以前からあなた自身がよく考えられてやつたとおっしゃつたが、少くとも農林省の所管にあるテンサイ糖の問題を、大蔵省のあなたが、大蔵省内外からいろいろな問題もあって、博学多才のあなたが農林の行政のそこまでお考えになつていて、ということは非常にいいことだらうとは思ひますけれども、もう一度念を入れてお聞きしておきたいのは、あくまでも、あなた自身は、テンサイ糖の国内の農業経営に対する向上を基礎にして、そうして今度の関税あるいは消費税の問題からもう一步突つ込んでいけば、今度農林省の方で提案されている二法案、そういうものも含めて十分閲知された上で立案されたかどうか、しつこいようでありますか、もう一度お聞きしておきます。

れたばかりではない。当然その税の立場だけでこういうことをいうべきものではありませんから、それにはそれで農林当局の何といいますか、要望といふようなものも潜在的にはある。また国の財政の側で食管会計で長年問題であった。それが個別買い上げということになつた問題がより先鋒に出てきてるのは、昨年のたしか臨時国会でしたか、特別国会でしたか、沖縄の分みつ塘についていろいろ沖縄から要望があつて、本委員会でもだいぶ強い御要望がありました。これもこういふ振りかえをすることによってできるじやないかというお話がありまして——お話があるといひます、私としてはそちらの事柄を検討中であつて、そういう線の事柄を含めて考えたいということを申したこともありました。いわば、一昨年以来からして蓋然性が強いからこの際それを含めて考えたいということを申したことのある感じがいたしますが、そういうのが、自然の申し方かもしれない。きのうは少し角度をよけいつづけたような感じがいたしますが、そういう各方面のなにが盛り上つてこうなつた。他の関連する事項は私どもとしても伺いましたし、また私どもなりの意見も申してきたつもりであります。

るならば、大蔵大臣にもう一度出席してもらつてはつきりさせたい。私はそこまでは追及いたしませんが、私は、主税局長がこの問題に興味を持つとすれば、大蔵省の立場から考へた場合には、これはだらしがないけれども、食管の赤字会計という問題がここに一つ大きくなってきている。そこで食管の赤字解消という—あなたのところは台所を預かるところですから、締めるだけ締めるのですが、そのことによつて何とか一つ解消したいという意向を持つていらっしゃる。そういう立場からの研究なり、あるいはそういう立場からこの問題に取つ組んでおつたならば、私たちもなるほどといつた考え方が出でてくるのですが、あなた自身がテンサイ糖の規制法を自分が考へて、これが正しいものであるということでお閣税法なり消費税法というものを打ち出したならば、これは特にセクト的に強いところの官僚のなわ張り争いの中で超然としてあなたが言うのならば、つぱだと思った。しかし、その点に關して、あなたは、今言つたように、食管のそろいろ問題から、大蔵省当局の考へに基いた赤字解消という立場から進められていて、こういう結論を出されたものか、あるいは、今言つたように、農林省関係にある農業経営下におけるところの、ことに北海道を中心としたところの地下作物の經營の転換に対する農業経営的なものの考え方からこの問題を進めているものか、どちらのものの考え方か、御答弁を願いたい。

のは、少し表現がせせこまし過ぎると  
思います。やはりテンサイ糖の管理が  
従来の形ではどうていやつていけない  
ような段階にきておる。もう少し大き  
く、テンサイ生産並びにテンサイ糖生  
産が、いわば伸び伸びと生きていける  
ような環境を与えていかなければいか  
ぬ、一々原価を見てやるというような  
態勢ではとうていいかぬということを  
考えたのが、やはり大きな考え方の筋  
でござります。

よる、こういうことになつておる。ところが、雑収入に見込んでおつて勝手気ままに金を使つていくほど、あなた方は今までの経験からいつておおらかではない。そうすると、その次には振興会法というのを農林省は出そろとしている。そしてそこに一千円ほど渡さうとしている。補助しようとしている。そうすると、一千万円で一休何をするのだ、こういう問題が起つてくる。そうすると、農林省の一部の役人が入るのじやないか、あるいは大蔵省の一部の役人が入るのじやないか、という疑義すら生まれてくるような事柄になつてくるのですよ。そういう問題もここにからんでくるのです。そこで、最後に一言、これは委員長にお尋ねしておきたい。というのは、今お話を聞きになつたらおわかりのよう、この法案の出方というものは、次に農林委員会に現われてくるであろう納付金の法案と、それから同時に振興会法案というものが出てくるのです。これに関連して、消費税なりあるいは今申しました閑税の問題なりの改訂がここに現われてきているわけです。そういう立場を考える場合、前提になるものは、やはり農林関係におけるところの納付金法案と振興会法案について、これに相関連して先に質疑応答に入らなくちゃならない。また、農林委員会においても、そういう立場から本日からこの質疑応答に入らうとしておりますので、その問題は、農林委員会の法案と相関連いたしまして、次の機会にこの問題の採決なり方法を考えていただきたい。そのお答えを委員長から願つておいて私の質疑をとめたまつて、次い、またそのお答えのいかんによつて

○早川委員長　委員長として善処いた  
します。

○中村(時)委員　それでは、あと機  
会に譲るいたしまして、私の質疑は  
一応終ります。

○早川委員長　横山利秋君。

この法案は、日本輸出入銀行の業務  
の円滑な運営に資するため、資本金七十  
億円を増加することにとどまつておる  
わけであります。問題は、その大部分  
が輸出金融に充てられて、その中で船舶  
が圧倒的に多いといふところに、最近の  
政治的な課題になつておる問題がある  
わけです。先般日本船主協会から国会  
陳情があり、また、新聞を見ますと、高  
崎通産大臣がいろいろとあつせんに出  
ておるようであります。この船主協  
会の言い分については、一応説得力の  
あるような点が多くあるわけであります。  
す。言うなれば、大体フィリピン向けに  
十八ノットの高速貨物船を十二隻ない  
し十八隻経済協力の方式で日本が作つ  
て輸出をする、そういうフィリピン向  
けの高速貨物船には、船価の一五%は  
即金、残り八五%は八年年賦で年利四  
分という従来にない有利な条件になつ  
ておる。ところが、日本開発銀行融資は  
船価の約七〇%、金利は年六分五厘で  
あって、フィリピン向け輸出船と比較  
して年間の経費は二千五百万円高い。  
これではまるつきりではないか。両方  
と一緒にできた船がニューヨーク航路に  
あつて、船価をされるようになつたならば、一

体何のために輸出入銀行が錢を貸しておるのかわけがわからぬではないか、という意見はもつともある点があるようになります。されどわれわれ考へられますが、(私語する者多し)委員長、雜音が多いのでしゃべりにくくてしようがないんですが、もう少し静粛にお願いいたします。

○早川委員長 静粛に願います。

○横山委員 そこで、この点について高崎通産大臣が調停に出たといふ話があります。しかも、このフィリピン向け高速貨物船の問題は、あろうことかあるまいことか、岸総理大臣の汚職の根源といわれる木下商店が中に介在をしており、ますます複雑怪奇の状況になつておるわけでござります。一方においては木下商店の介在をするフィリピンの階級に関連があり、一方においては国際的な競争に日本の輸送力をわざわざ低下させるという条件あり、この二つの点について、まず一体どういう意味でこういうようなことが行われておるのか、明らかにしていただきたいのであります。

○酒井政府委員 御承知のように、日本の輸出は今後ますます重化学工業方面の発展によつて伸びていくといふ傾向が出ておりますが、その中でも、特に最近におきまして、この数年間船舶の輸出は非常に日ざましいものがござります。従いまして、船舶といふような非常に工業価値の高いと申しますか、そういうプラントものをどんどん出ししていくと、ということは、非常にけつこうなことじやないかと考えております。そこで、フィリピンの高速船の話でございますが、実は、世界各国に対する船舶の輸出の場合におきまして、輸銀は今おつしやられたように四分程度

の金利で融資をいたしております。もつとも、これは全部協調融資方式でありますから、そのほかに市中銀行の金利というものが加わりまして、そのときどきによつて相當に金利が違つてくれるわけでござりますが、いずれにいたしましても、今日世界の情勢から申しますならば、船舶輸出に対する金利といふのは、国際的に相当安いと申しますが、今日日本がとつております程度の金利でなければ競争できないということがございます。そういう意味におきまして、フィリピン向けの船舶につきましても、国際金融並みの金利にいたしていく。現に、国内では、どこへ出します場合に、船舶については輸銀からの金利を四%にいたしております。もつとも、これは、協調比率を幾らにするかということで最終的な金利がきまるわけでございますが、現在におきましてはきよくなことになつております。ただ、フィリピン向けの場合におきまして、先方から相談をかけられております条件が、普通の船舶輸出の場合と延べ払い条件が違いまして、日本に対して割合に不利である。船を出すことは非常によろしいのであります。が、そういう点につきまして条件交渉をもう少し強力にやつていただきたいということを申し上げておる段階でございます。これはもちろん、契約者といいますか、輸出者が先方と交渉する事項であります。政府といいたしましては、今申し出のありますような条件で引き受けますと、それの波及するところも大きいので、従つて、なるべく今までの条件でやつていくように、さらに強力に交渉してくれということを申しておる段階でございます。

○横山委員 将來の問題でなくして、今私の疑惑とするところは、これは政務次官にお伺いした方がいいのかかもしれないけれども、フィリピン向けの船舶輸出の建造資金は、非常に有利な条件で輸出入銀行から貸すことができるのである。国内で船を作るときの開発銀行融資は、それに比べると高い。そして、同じにできた船がニューヨーク航路で一緒に競争をする。ただできえ、ニューヨーク航路は、品物の関係で、日本の船が自主調整をして、なるべく配船を少くしようとしておるのに、フィリピン向けに安い金利で船を作らして、それを日本船の中へ割り込ませるという結果になるではないか。一体、この船舶行政あるいは輸送行政について、どういう政策をもつてやっておるのではないかと、その点が不鮮明ではないかということが、私の一番聞きたい焦点になるわけであります。もしもフィリピンに船を輸出することが日本の船舶産業のために必要なことであるならば、やっぱり国内における造船計画についても、大蔵省としては、適切な、これと均衡のとれた措置をすべきではないか、こういう点が私の一番聞きたい点なんであります。その点を一つお答え願いたい。

世界最高を誇つております内容を持つておりますので、これを国策として船舶輸出等の面に重点を置いていくといふことについては、私は別段その措置について問題はないだろうと思うのです。しかしながら、今回フィリピンの問題ということで限定してこれを論議いたしますと、御指摘のように、日本は、さらでだに苦しきニューヨーク航路に相当な圧力を受ける。その結果は明瞭である。従つて、死活の問題であるからと、いろいろよくわかるのであります。しからば、フィリピンは、日本が断わった場合に、フィリピンの国はとして建造しようとするニューヨーク航路に就役する船の建造をやめるとかといふと、日本からでなくとも、世界第二位の西ドイツの東南アジアに対するいろいろの努力も顯著の時期であります。单にはつたりでなく、そういう方面的の可能性もあると考えます。そうすると、かりに日本がこれをやめた場合でも、フィリピンはニューヨーク航路の就航船建造ということについては何らかの手を打つていくであります。

終ったことは御承知の通りであります  
が、それに対する私どもの見解は、ま  
た別途予算編成の際の見解としてこれ  
をおくといたしまして、そのあとに  
おいて、このフィリピンの問題が具体  
化をいたしましたときに、もしこれを  
許すならば、われわれにも、建造利子  
を輸出船舶並みの年四分であります  
か、それに下げてほしい、こういうの  
であります。しかし、国内の開銀金融  
の利子の格づけからいきますと、現在  
の日本の海運業界に許してありまする  
金利は、電力等を頂点とする最も優遇  
された重点産業としての金利が適用さ  
れておりますので、これを早々に、フィ  
リピンの問題を契機として、開銀の造  
船利子の比率を並べていくかどうかと  
いうことについては、もう少し検討を  
加えて、日本の計画造船のあり方等に  
ついても、やはり主管省ばかりでな  
く、財政当局から考え方意見等もいれ  
てもらいまして、そして抜本的な対策  
ということから取り組んでいくべき問  
題であろう、こういうふうに考えてお  
ります。

おつしやることは、今のこの矛盾点は認められるけれども、今手はないといふふうにおつしやるのか、あるいは、さああたりこのフィリピンの高速貨物船についてはどういう決着をとろうとなさるのか、この二点についてもう少し立場を鮮明にしていただきたいのです。

では、財政当局といたしましては、そろそろ所管省の具体的な問題については、あまり文句を言っておりませんけれども、今回の予算編成の過程におきましては、今後の十五次造船以降のあり方について、単に融資のワクの論議の範囲にならず、そのあり方についても相当いろいろな意見を交換いたしました。幸い所管大臣がそういう気持であつたならば、十五次造船以降の根本的な検討の際に、財政当局としても御指摘のようなこと等も十分念頭に入れて、具休案の作成には、横車でない程度の干渉といいますか、物言いはつけていきたいということを考えているわけあります。

トップしたのですから、織維機械工業は甚大な打撃を受けました。これは東海、関西、北陸にその機械工業が散在しておるわけありますが、そのため、そこに勤っている労働者は相当の打撃を受けて、首切りやら配置転換やらいろいろな目にあつたわけです。そこで、窮余の一策として、通産省においても、新しい転換の仕事を見つけるのに必死になり、輸出を見つけるのに必死になり、あるいは佐藤大蔵大臣もその転換に必要な融資については何とかしようという態度をとつたのですけれども、それがなかなかうまくいっていないのです。ちょうど折しもフィリピンに約一千万ドルの織維機械の輸出の話があつて、それが大体まとまってきたようだ。工業新聞はいつてゐる。さて、そうなつたら、今度は大蔵省が、この矛盾のある高速貨物船を輸出しなければならぬから、ワクの問題もあるし、かくて加えて一千万ドルの織維機械の輸出については、条件が悪いからあれはいかぬ、こう言つて大蔵省がこれに対してもストップをかけているという話を伝うるところによつて私は知つたわけであります。これはまさに意外千万の話で、またけしからぬ話だと思いますが、その辺のいきさつを一つ明らかにしていただきたいのであります。

利な条件で出すということは、あとに問題を残すわけあります。従つて、織維機械につきましても、従来からやつておる延べ払い条件から見ると相線で延べ払い条件を固めるようなどいふことでお話をしておるわけであります。これはもうだめだ、こういうふうに申し上げておるわけではございません。もちろん、その条件と申しましても、これは非常にかたいといふ意味でなくて、国際的な姿として一般的にこういう条件で通用しているというようなことがあるならば、それはわが国の輸出の面から見ましても、その程度まで条件を緩和することはやぶさかでございませんが、今のところいろいろ見しておりますと、どうも条件が少しつらい。ただフィリピン向けだけではなくて、御承知のようにインド、ペキスタンその他にも織維機械を出しておられます。あるいはエジプトあたりからも話がくるかもしれません。そういう場合に、一べん日本側にそういう不利な例が出ると、それが前例になりまして、各国に対し非常に不利な条件で輸出せざるを得なくなる。そこで、できるだけ有利な条件を獲得するという線で、先方とぜひ交渉していただきたいということを申し上げておる次第であります。さつきも申し上げたことを繰り返しますが、もし世界各国それぞれが日本より相手方に対しみな有利な条件を出すという情勢でありますならば、その国際的な条件までは、これほは国際競争力がないのであるから私ども

も、もろくに条件をくすぐることは、影響もはなはだ多いものでござりますから、ぜひそぞういう点を強硬に交渉していただきたい、こういうことを申し上げておるのあります。決してこれはもう初めからだめだ、こう申しているわけではなくございません。

○横山委員 特定の産業、特定の業者のことになりますから、私もあまり多くは申し上げません。ただ、この織維機械のメーカーは全部機械を作るべからずという通産省の措置によって起つた問題である。従つて、これらの産業に働く労働者のことも考えて格別の配意をすべきであるというのが、私の主張の第一点であります。

それから、第二点は、このフィリピン向けの高速船について話を伺つたところによりますと、これについては相当の矛盾があるようにも思つます。これに伴う国内の犠牲があるようにも思つます。それを押してなおかつ、政務次官のお話によれば、西独にとられそうだからやつぱり出すことは出すんだということであるにかかわらず、国の政策の必要によつてつぶれていき、離散をしていくこととする産業が、フィリピンに機械を輸出する場合においては、なかなかいい顔をなさぬらしいことは、これはあまりにも不穏當ではなかろうかと私は思つてあります。この点は、政務次官は機械のことについてはあるまり聞いていらっしゃらないようでありますから、即答を求めるのは無理であるかもしれません——通産省はきて

せんね。そろそろと、その点は私はやはり納得がいかないのであります。高速船との関係ではないという点についてのお話は少しわかりました。高速船を出すために織維機械が犠牲になるのでないといふ意味はわかりましたけれども、均衡論からいって、織維機械の方が国の政策によつてつぶれていたのですから、これに対する格別の手当といふものは、高速船よりもはるかに政府の誠意があつてしかるべきではないか、こういうふうに私は思ひます。

ただ、もう一つ言つておきますが、今までとまつた条件が妥当であるかいかについて、私も専門家ではないから議論を差しはさむことは避けます。通産省がやつていらっしゃるであろうから、その意見を聞きたいと思つたのであります。いなければしようがありません。ただ、しかし、あなたの言う国際的なレベルであるならばそれは固執しないという意味も、あなたがお考案のことと、あなたが担当をせられておることではない。実際相手のある仕事で、ほかの機関がやつておるものと横で見て、まだ幅があるとか、彈力性があるとかいうことは、局長の、おのずから限界のある話ではなからうかと思います。やはり当事者が必死になつて交渉してまとまるものを、大体においては尊重なさるのが筋ではなかろうかと思うのですが、いかがなものでありますか。

これらを交渉しておるわけでござります。今の織機械の問題でござりますが、これも条件の問題で交渉していく、こういつておるわけでございまして、もちろんフィリピン向けの各国のオファーが日本より非常に有利であつて、それが大体国際的なレベルであるということであるならば、われわれとしても、国際競争上それより不利な条件で何とかしろと言ふことは無理かと思います。できるだけ輸出を伸ばしたいといふ意味からいきまして、各国並みの条件まではいたし方がないと申しますが、その辺、現在各国の出方を見ておりますと、日本よりは悪いと申しますか、条件が不利な輸出はまだ各國から出ておりません。そういう意味におきまして、これはもちろん商売のこととでございますが、国際的ななそういうレベルでもう少し強く押したらいのじやないか。商売のこととございまして、先方はできるだけ値切りたい、こちらはできるだけ有利にしたいということでお交渉するのを当然でございまして、今私ども見ておりますところでは、この条件は国際的に見て少し不利なのじやないか。それが单にこれだけにとどまればよろしいのでございますが、一べんこういふものを出しまして、ほかの各国にやはり織機械その他の延べ払い輸出のものが相当出て参りますと、これを先例として日本の輸出の条件がみんな悪くなるという点につきましては、これはやはり為替当局といたしましても十分に考慮していくなければならぬ。そういう意味におきまして、もう少し国際的な条件になるよう交渉していただきたい、そういう

支那の政治

承するというところまでは参らないのが残念であります。私は、本来日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案それ自体については、さまで問題はございませんが、それが実現するに当つて、今申しましたような比島向け高速貨物船や、あるいはまた比島向けの織機械について、政府として格段の措置なり配慮なりをされることをこの際要望して、一応私は質疑を終ります。

そこで、次の質問に移りたいと思ひます。国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について質問をいたしました。けれども、局長のお話を了りました。

この法案は非常に難解な法案でござ  
いまして、解釈といいますか、そしや  
くが非常にむずかしいのであります  
が、しかし、持っております性格は、  
約二八八万八千人、これだけの現業、  
非現業、地方公共団体の雇用員、官  
吏、長期継続組合員全部に一つの新し  
い年金制度を適用するというのであり  
ますから、明治八年以来の、いわゆる  
国家公務員に対しましては革命的な法  
案だと一応言つておきたいと思います  
であります。恩給というものが官吏の  
中に存在をして、それが魅力であり、  
また独占的なものであり、特權的なも  
のでありましたが、この恩給が今ここ  
でなくなるのでありますから、その意  
味においても実に重要な法律案だと思  
います。従つて、私は、その意味で  
は、官吏の中の特權的な身分制度がこ  
こでなくなる、恩給というものがここ  
でなくなつていくということについて

は、新しい時代に入ることとして、これに対しても原則的に賛成をいたしました。原則的にはこれに対して協力をすることにやぶさかではありません。けれども、それなるがゆえに、その重要な問題であるがゆえに、この法案がいかに政府の中でもみにもの、また妥協に妥協を重ねて、筋がなくなつてきたかということを、また痛感せざるを得ないのです。

てもらいたい。それが妥協なら妥協であるといふように、提案理由の中で、まあ妥協しましたから、しようがないから一つ認めていただきたい、こういうふうに言ふならば言えましょが、麗々しく、これは当然のようにな恩給局でやるのでありますから、よろしくお願いしますといふことでは、全く納得できぬのであります、その辺のいきさつを明白にここで御披露願いたいのです。

○横山委員 あなたの言う恩給法上の既得権や期待権を尊重するということは、恩給局が今まで仕事をやっておつたその仕事の実績を尊重するということではないのですか。もしも金額の査定だけを恩給局にやらせるというのであるならば、ほんとうに金額の査定といふものは連合会で一体できないものであるのかどうか。ほんとうにこれができないという理由があつたら示してください。

それから、もう一つは、当分の間とおっしゃるその当分の間とは、どういう意味でありますか。具体的に、たとえばこの世の中で恩給がなくなるわけであります、生きしていく、これから恩給をもらう人がなくなるまでという意味でありますか。それとも、当分

○横山委員 これは一つ政務次官の御答弁をお願いしたいのです。当分の間ということは全く妥協的な言い方で、恩給局が持つておった既得権を尊重して、それじや金額の決定だけは一応やらせよう、そのかわり、いかにげんに気持が済んだら、それでは連合会へもらおうということでは、恩給をもらう人の立場に立つてごらんなさい。一つ余分な機関がそこにあるのですから、自分が長期給付の決定をしてもららためには、まず恩給局で金額の決定をしてもらい、それから手続は、今度は主管の各省各庁の長へずっと回らなければならぬ。そうすると、今までよりみすみす一つの余分なところが出てくるのです。みすみす余分なところをどうしていくまでも置いておかなければならぬのであるか。恩給局の仕事を今連合会はやれぬのであるが、各省各庁の長がやれぬのであるから、だれもがそんなことはやれると自信を持つて言うでしょう。こんなことくらいはできるのです。ただ面子を恩給局につけるためにだけ当分の間といふうにつけたというような気がするのです。そこで、私は、法律案の審議として当分の間ということについて、岸本さんの言ふような、未来永劫恩給をもらう人がなくなるまでもないか、それではありますでもなく、なぜやられるから、ここで妥協しようじやないか、それではありますでもなく、なぞ辺は、そのうずの中におられたかがどうか知りませんけれども、政務次官の公

正な判断を一つお伺ひしておきたいといふ  
思います。

○山中政府委員 刑段顔を立てる立てぬということでもありますんが、しかし過去今松総務長官時代に、相談をしたときにしたとかしなかつたとか、自分の権限がどうということで、実際に法律にならずにつぶれただることもありましたので、悪く言えば妥協、よく言えば話し合いの所産でないということは私も申しません。しかしながら、それによつて、御指摘通り事務が著しく阻害されるか、もしくは、現在の新しい年金を取り扱います際において、恩給局のなれでありまする知識というものがかえつて非常に有効にプラスされることになるものか、それらの判断においてはまたおのずと別なものがあろうと思ひますが、少くともこの制度を発足させますについて、官庁機構がいろいろややこしいので、絶えずセクショナリズムの打破等がいわれますが、そういうことの指摘がきびしくされない範囲内においてならば、より有効な手段として御了解を願いたい、こう思うわけであります。

は必定です。査定についても、あつちへ行つて、こつちへ行つてといふ二元的な行政になることは目に見えていります。それを、麗々しくも、うまくいつたということはどこから出るか。こういふばかげたことをいつまでもやらせるべきではない。これは、英断をふるつて、ますいならまずいと政務次官がおつしやつて、一刻も早くこゝいう点はなくしたい、こういうふうに言わることが山中さんらしいと思うのだが、重ねてあなたの真摯なる御答弁をお要求いたします。

もうらうのが、手続が非常に煩瑣になります。時間がおくれる人々のことを思つたならば、当分の間といふことは一ヶ月も早くなくすべきだ。そうしてこの行政を一元化するように、本来の筋の立つようになりますが、いかがですか。今までのことではありますまい。

○山中政府委員 問題は、そういうよろづやきさつ云々ではなくて、それを受給する対象者が最もすみやかに、そらして簡素に手続を終了することができるようになつたのだと私は思います。その通りだと私も思います。あくまでも、こういう年金受給については、そういうことを主眼として諸種の行政手続がなされなければなりませんので、恩給局が最終査定をすることについて、そのような支障のないようになります。そのための検討を始めまして、そういう御指摘のようなことが今後もなく済むように、なるべく早く機構の一元化等については努力を続けていきます。

○横山委員 では、第二番目の点であります。国家公務員法及び人事院との関係であります。これは、岸本さんに、私の勉強不足かもしれません、お伺いしますが、今度の法律案でありますと、この共済組合法についての改正、改善等については、共済組合審議会といふものがある。これが本筋だと思ふがどうか。ところが、それにもかかわらず、人事院は、前条の年金制度に關し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることがであります。これらもやはり人事院と大蔵省の協議の立場であるかということです。

産物ではなかろうかと思ふ。お前が組合員である私が申すもおろかなことでありますけれども、今度共済組合の方式として、そうして明治以来の官吏の制度に對して革命的な変革をもたらす、そして共済組合審議会においては、今後の方式を大臣の諮問に応じてやることするならば、何を好んで人事院にそういう申し出権なるもの認めることが必要であるか、その点が私はわからぬのであります。その点の筋を一つ明確に言つてもらいたい。

いふようなことで、つけたわけじであります。もちろん、審議会の答申と人事院の意見の申し出、これが一体どういう関係に立つか、具体的に両者が一致しなかつた場合にどうするか、といふような問題が将来出て来るということは考えられるわけでございますが、共済組合審議会の方の意見はあくまでもこれは一つの社会保険制度としての性格の面での答申であろう、かようにわれわれは考えます。人事院といいたしましては、こうした退職金、給与、任用とか、いろいろな公務員制度全体を通じまして、退職年金はこうしたらいじやないかというような意見の申し出はあり得る。つまり両者それものの観点を異にいたしておるという意味で、私どもは、人事院の意見の申し出は決して矛盾する規定ではないということで、これを取り入れたわけでございません。ちょうど、税金につきまして、国税に関する答申、地方税に関する答申というようなものが、それぞれ政府内の関係機関で同一対象についての違つた意見も出てくることがございますが、それはそれぞれのを取り扱つてある角度が違うという意味におきまして許されることじやないか、かのように考えております。



問題があります。たれの金であります  
しょうか。国家公務員が毎月々々もら  
う月給の中から積み立てた掛金という  
ものは、将来は本人のところに返つて  
いくものであり、それまでは、本人た  
ちから預かった金として、本人たちの  
福祉のために使わるべきが当然なこと  
だと私は信じておるわけです。そろし  
て、その運用は、国家公務員諸君の福  
祉のために、家ができるとか、宿屋が  
できるとか、あるいはいろいろなこと  
をやつてやるとか、それに使われて初  
めてこの共済組合の趣旨が生きるわけ  
です。それを、掛金が集まつた、遊ん  
であるからというわけで、遊んでいな  
い金を資金運用部へ投入して、それを  
本人たちに何にも関係のないところへ  
使うということは、あまりにも大蔵省  
の自分たちの権限のための考え方では  
ないか。それは、経済政策上からいえ  
ば、国家資金の活用ということはあり得  
ないことではない。経済理論からい  
うならば私も認めないわけではない。  
けれども、一体この錢はたれのもので  
あるか。自分の錢、国庫の錢であるな  
らばそれもよからうと思う。しかし、  
国家公務員が毎月乏しい給料の中から  
拠出をした掛金であるからして、その  
掛金を取り上げて、政府が勝手に資金運  
用部へ投げ込んで使わせて、そし  
て使つた中から汚職ができる、こうい  
うやり方ではたまつたものではない。  
この際、この積立金の運用の条項は削  
除すべきではないか。さらに、先ほど  
独立した法人格を認めておきながら、  
形だけは作つておきながら、実質は白

分の方のよいようじょうとする野望がほかに見える。従つて、大幅に共済組合に自立的な運営をさせて、間違いがあつたならばこれに対し指導監督するという立場に立つべきではないか。いかがですか。

○岸本政府委員 第一の、共済組合に対する監督のやり方はきびしひ過ぎはしないかといふ御質問でござります。これはひとり共済組合ばかりではなくございませんで、一般のこれと類似の社会保険制度に対する取扱いも同様でござります。共済組合だけ特に主管大臣の監督が強いという点もございません。ほのかの政府関係機関あるいは一般の民間金融機関、そりやうものの資金運用の構成、それとそれほどかけ離れているものではない。共済だけ特にいじめるという形はとつていいのであります。

第二点の、共済積立金の一部を資金運用部に預託しておる点、これは過去の共済システムにはなかつたことであつまつて、確かに組合員に与えた影響は大きかつたことと存ずるのであります。が、もともと民間でござりますと、厚生年金保険は労使とも加入いたしておりまして、この金は一応年金の特別会計を通じて資金運用部に預託されており、一部は還元融資される、こういう形をとつております。それとも見合ら、公務員だけ自分の金を全部使えるといふことをできませんので、民間としても、厚生年金を行っているといふ性格を持つているわけでありますから、公務員だけ自分の金を全部使えるといふことをできました。もちろんこれがために共済のバランスをとつて資金運用部に預託しておいただくという形をとつております。もちろんこれがために共済の福音

事務がとまるということはないのでありまして、現在でも共済の相当部分が民間の金融機関に回っております。金融機関に回さぬ分を資金運用部に預託して運用していくいただき、保険財政上必要な金利はもちろん補償する、こういうことでござりますので、別に福祉事業そのものに影響を与えるものではないと考えるわけであります。いずれにしましても、この積立金の運用が一つの魅力であるということは間違ひございません。これを公務員の福祉という観点にできるだけ持つていただきたいという気持はわれわれも持っているわけであります。

る、こう言うのです。そんなばかりなことがありますか。還元融資するくらいなら、入れなくともいいじゃありませんか。少くともこれは本人たちの金であり、本人たちが積み立てて、本人大きがあるとでもらうものであるのです。ですから、本人たちのためになるような運用を自主的にさせるべきであつて、資金運用部へ強制的に投入されるということはいかがなものであろうか、次官の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○山中政府委員 これは、既往の、すでに既存しております年金その他の郵貯等の運営等も関係をもつて判断しなければなりませんし、今後また拠出年金等の積み立ての運用等にも影響を与える問題でありますから、御指摘なさる点の主張はよくわかるのであります。が、私は今の提案いたしております運用をとりあえず開始して、これがいいと考えております。しかし、國が運用したからそれが汚職に使われるということは、これは言葉のあやであります。しうが、汚職は人の心の問題であつて、労働金庫の方にも汚職はないとは言えないのですから、少くともそれは、汚職に使うという表現は私の方では受け取りかねる、こういうことになります。

○横山委員 そんなことは言わなくてもいいでしよう。私は、繰り返すようありますけれども、この掛金の積立金といふものを運用することが、これらの組織の最大目的であります。その運用益をいかに福祉に還元するかといふことが、これらの一番の値打ちのあるところなんです。その値打ちのあるところを取り上げるということは、どう

の相違であるかもしだれぬ。しかし、私もとしては将来にかけてこの点はどうしても納得ができます。これは見解のところでありますから、さむう御承知願いたいと思います。

その次は、この法案に関連をする問題が二つあります。一つは退職公務員のことです。今まで退職をして恩給をもらつておる人たち、たとえば退職公務員連盟なるものがございますが、この人たちが心配をしておることは、恩給がなくなつて共済組合になると、おれら恩給の受給者は置いてきぼりにされる、今後共済組合の給付が上つていつても、おれらは置いてきぼりにされるという心配がある。そんなばかなことはないであります、私どもそういううばかなことはしないと言つておりますのであります、政府がこれについてどういう見解を持つておるかが一つであります。

それから、もう一つは、地方公務員の諸君であります。新聞の報道するとこによりますと、地方公務員の長期給付については、本国会に出すことをやめて、次の機会に延期するといふことになつたそうであります。先般私は地方公務員の共済組合に関する答申を見ました。答申についての意見は今申し上げるのは避けますけれども、一応言えることは、地方公務員諸君にとっての今日の長期給付の制度是非常にアンバランスがあるということであります。給付にアンバランスがあるといふよりも、地方自治体それ自体にアンバランスがあることから発するものであります。従つて、この地方公務員の年金制度を将来樹立する際におきま



大藏委員會議錄第九號中正誤

卷之二

四一三

卷之三

大藏委員会議録第十四号中正記

卷之二

税額の減免 税額等の減

卷之三

元  
三  
西  
き、又は  
又は

卷五  
三六 調査

卷一百一十五

卷之三

一九三二年

一三二

資產（以下

卷之二

うが

三九

三一三 国税が滞納 国税を滞納

◎法  
◎人  
◎稅  
◎法

二、法人税法第二年法律

第二章

卷之三

卷五

職員は、次

第三章 産業者と財産

調書を作成

（一）開拓の精神（二）産業の精神（三）農業の精神

一 読書の嗜好

第一類第五号

大藏委員會議錄第十七号 昭和

十四年三月五日

昭和三十四年三月十一日印刷

昭和三十四年三月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局